

工事名：水産情報通信センター受変電設備更新工事（計画保全）

工 種：電気工事

(別添)

3 総合評価に関する事項

(1) 評価の方法

ア 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計と当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

総合評価の型式	営繕チャレンジ型	
総合評価の方法	【評価値＝(標準点＋加算点)÷入札額】	標準点 100点 加算点の最大点 15点

イ 「加算点」は、下表のうち本案件で評価を行う評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち、最も高い者に「加算点」の最大点を与える。その他の者は「評価点の合計点」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

(2) 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価項目は、下表によるものとする。申請に当たっては、表下部の記載事項について十分確認を行うこと。

ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評 価 項 目	配点	評 価 基 準	評価点
ア 企業の施工実績 ・過去10年間の同種工事の施工実績により評価 ・鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物に係る電気工事（設備の部分的な更新又は修繕工事を除く）を元請で施工した工事のうち、以下に係るもの (ア) 高い同種性がある： 上記電気工事で変圧器容量の合計が130kVA以上の高圧受変電設備の新設又は更新を含むもの (イ) 同種性がある： 上記電気工事で高圧受変電設備の新設又は更新を含むもの	6点	高い同種性がある	6点
		同種性がある	3点
		上記以外	0点
イ 登録基幹技能者の配置 ・当該工事に関連する種類の登録基幹技能者を配置する場合に評価 ・評価対象者は、元請又は1次下請企業の技能者（元請の監理（主任）技術者を除く）	1点	配置あり	1点
		配置なし	0点

ウ 主任（監理）技術者資格 ・主任（監理）技術者が保有する資格を評価	2 点	1 級電気工事施工管理技士又は技術士（技術士は、電気工事工事業に係るものに限る）	2 点
		その他の資格	0 点
エ 配置予定技術者の施工経験 ・過去 10 年間の同種工事の施工経験により評価 ・鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物に係る電気工事（設備の部分的な更新又は修繕工事を除く）を元請で施工した工事のうち、以下に係るもの （ア）高い同種性がある： 上記電気工事で変圧器容量の合計が 130kVA 以上の高圧受変電設備の新設又は更新を含むもの （イ）同種性がある： 上記電気工事で高圧受変電設備の新設又は更新を含む	4 点	高い同種性がある	4 点
		同種性がある	2 点
		上記以外	0 点
オ 若手技術者・女性技術者の配置 ・若手技術者（40 歳未満）又は女性技術者を現場代理人（主任技術者と同等の資格を有する者に限る）、主任技術者、監理技術者（専任特例の場合の監理技術者を含む）又は監理技術者補佐として配置する場合に評価	1 点	配置あり	1 点
		配置なし	0 点
カ 継続教育（CPD）の取組状況 ・各団体（（公社）日本技術士会又は建築 CPD 運営会議）の推奨単位の取得状況を評価	1 点	あり	1 点
		なし	0 点
キ 地域精通度 ・過去 10 年間の当該管内（夷隅土木事務所）での施工実績により評価	2 点	国・県等の実績	2 点
		市町村等の実績	1 点
		その他の実績又は実績なし	0 点
ク 営業拠点 ・当該管内（夷隅土木事務所）の本店有無を評価	2 点	当該管内に本店あり	2 点
		当該管内に本店なし	0 点

・二重取り消し線が付された項目については、評価の対象としない。

・「ア 企業の施工実績」、「エ 配置予定技術者の施工経験」、「キ 地域精通度」での“施工実績”及び“施工経験”は、入札公告の前年度までの 10 か年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間（平成 28 年 4 月 1 日～入札公告の日）に完成した工事を評価の対象とする。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。

なお、「エ 配置予定技術者の施工経験」において、当該期間に出産や育児等による休業期間がある場合は、評価対象期間を延長する。また、配置技術者を途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。

- ・「オ 若手技術者・女性技術者の配置」で評価対象となる技術者は、当該工事で配置が認められているものに限る。
- ・配置予定技術者を複数提出している場合は、配置予定技術者に係る「ウ 主任（監理）技術者資格」、「エ 配置予定技術者の施工経験」及び「カ 継続教育（ＣＰＤ）の取組状況」の評価点の合計値が最も低い技術者で評価するものとする。なお、工場製作を含む工事で、工場製作期間と現場期間で配置予定技術者を分けて配置する場合は、現場期間の技術者で提出すること。

（３）評価内容の担保

「イ 登録基幹技能者の配置」、「ウ 主任（監理）技術者資格」、「エ 配置予定技術者の施工経験」、「オ 若手技術者・女性技術者の配置」及び「カ 継続教育（ＣＰＤ）の取組状況」について、本案件で評価を行う項目の履行状況について確認を行う。

受注者の責において、評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずる。この場合の減点は、考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として３点減ずるものとする。

なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行う。

（４）一抜け方式対象案件について

一抜け方式入札の場合、提出する技術資料は各様式１つとし、原則として参加を希望する全ての工事で、各評価項目の申請点数は同一にして提出すること。

（５）その他

上記に定めのない事項については、入札公告の日時点で最新の「千葉県総合評価方式ガイドライン」によるものとする。